

事前復興まちづくり計画策定委託業務 仕様書

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、豊橋市（以下「発注者」という。）が受託者に実施する「事前復興まちづくり計画策定委託業務」（以下「本業務」）について適用する。

(目的)

第2条 本市においては、将来発生が想定される南海トラフで発生する地震の大規模災害に備え、発災後の復興を迅速かつ円滑に進めるための基本的な枠組みの整理・構築を平時から準備しておく必要がある。

本業務は、都市計画基礎調査などのデータを活用し、市街地などにおいて被災リスクの高いエリアを抽出し、課題を整理・分析し、復興まちづくりの目標や実施方針、復興体制、復興プロセス等を明らかにすることで、迅速かつ的確な復興まちづくりにつなげることを目的とする。

(本業務における計画の位置づけ)

第3条 本業務は、豊橋市総合計画、豊橋市都市計画マスタープラン及び豊橋市地域防災計画に即して定めるものとする。また、本市の関連する諸計画とも調整・整合を図るものとする。

(準拠とする法令等)

第4条 本業務は、本仕様書並びに次の各種法令等に準拠して実施するものとする。

- (1) 都市計画法
- (2) 同施行令、施行規則
- (3) 事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン（国土交通省、令和5年7月）
- (4) 愛知県震災復興都市計画の手引き（手続き編）（平成30年5月一部改訂）
- (5) 愛知県震災復興都市計画の手引き（計画編）（令和6年3月一部改訂）
- (6) 地理空間情報活用推進基本法
- (7) その他の関係法令、規程等

(監督職員の指示及び疑義)

第5条 受託者は、本業務を実施するにあたり、本仕様書及び監督職員の指示に従わなければならない。但し、本仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合は、

その都度発注者と協議の上、決定するものとする。

(管理技術者等)

第6条 受託者は、本業務を実施するにあたり、以下の資格及び実績を有する技術者を選任しなければならない。

(1) 管理技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、調査内容に精通し、かつ十分な経験を有する管理技術者を選任しなければならない。管理技術者は、「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」あるいは「シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画）」の資格を有し、かつ過去5年間（令和3年度～令和7年度）に国、地方公共団体が発注する事前復興まちづくり計画策定に関する業務を履行した実績を有する者を配置しなければならない。

(2) 照査技術者

受託者は、本業務を実施するにあたり、照査技術者を選任しなければならない。照査技術者は、「技術士（建設部門：都市及び地方計画）」あるいは「シビルコンサルティングマネージャ（都市計画及び地方計画）」の資格を有する者でなければならない。なお、照査技術者は管理技術者と兼ねることはできないこととする。

(提出書類)

第7条 受託者は、本業務の着手にあたり、次に示す書類を速やかに発注者に提出し、承認を受けるものとする。

- (1) 着手届
- (2) 管理技術者及び照査技術者通知書（経歴書添付）
- (3) 業務実施計画書
- (4) 業務実施報告書
- (5) その他発注者が指示するもの

(打合せ)

第8条 受託者は、本業務の実施期間中において、発注者と緊密な連絡を保ち、業務を遂行しなければならない。

- 2 受託者は、打合せ後速やかに業務打合せ協議簿を作成し、発注者の承認を受け提出するものとする。

(安全管理)

第9条 受託者は、本業務を実施するにあたり安全に留意しなければならない。また、関係法令を遵守し、常に善良なる処理を行うものとする。

(損害賠償)

第10条 本業務の遂行中に受託者の責により第三者に与えた損害及び第三者より受けた損害は全て受託者の責任において処理解決するものとし、その発生原因、経過、並びに被害状況等を発注者へ正確かつ迅速に報告するものとする。

(貸与資料)

第11条 発注者は、本業務に必要な下記の資料を受託者に貸与するものとする。

- (1) 都市計画法第6条第1項に基づく過年度の都市計画基礎調査資料
- (2) その他、発注者が必要と認めたもの

(秘密の保持)

第12条 受託者は、本業務遂行中に知り得た事項及び内容全般について発注者の許可なく他に漏らしてはならない。

- 2 特に、個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護条例に則り、適正に取扱うものとする。

(完了)

第13条 受託者は、業務完了報告書、納品書とともに成果品を提出し、完了検査を受けるものとする。完了検査において修正の指示があった場合は速やかに修正を行い、再検査の合格をもって完了とする。

(帰属)

第14条 本業務における成果は、すべて発注者に帰属するものであり、発注者の承認を受けずに複製することや他への公表、貸与をしてはならない。

(成果品の不備等)

第15条 受託者は、成果品の引き渡し後1年間に受託者の責による成果品の誤り、漏れが発見された場合には、速やかに受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。ただし、受託者の責による重大な誤りがあった場合については、この期間によらず受託者の負担により成果品の修正を行うものとする。

(業務カルテの登録)

第16条 受託者は、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、業務完了時の業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請を行うものとする。

第2章 業務概要

（業務概要）

第17条 本業務の業務概要は以下のとおりとする。

【令和8年度業務】

- （1） 計画準備・資料収集整理
- （2） 震災復興検討地区の選定
- （3） 課題の整理
- （4） 事前復興まちづくり計画の策定（骨子案）
- （5） 報告書作成
- （6） 打合せ協議

【令和9年度業務】

- （1） 地域住民向け勉強会支援
- （2） 事前復興まちづくり計画の策定
- （3） 報告書作成
- （4） 打合せ協議

第3章 業務内容

【令和8年度】

（計画準備・資料収集整理）

第18条 受託者は、人員・機器の配置計画、工程計画等適切な業務計画を立案し、業務実施計画書を作成するものとする。また、本業務遂行に必要な資料を借用リスト等に取りまとめ、収集、整理をするものとする。

（震災復興検討地区の選定）

第19条 受託者は、過年度の都市計画基礎調査の結果等から、GISによる分析を用いて豊橋市の地域特性や現況を踏まえて被災リスクの高いエリアを抽出し、震災復興検討地区を選定するものとする。選定にあたっては、複数の抽出条件を検証し、本市の実情に合わせた最適な抽出条件を発注者と協議の上、設定し選定する。

(課題の整理)

第20条 受託者は、前条で選定した震災復興検討地区及び豊橋市全体が持つ震災等に対する課題を整理し取りまとめるものとする。

(事前復興まちづくり計画の策定(骨子案))

第21条 受託者は、上位関連計画や本市が抱える災害リスクや課題、被災リスクの高いエリアにおける課題などを踏まえ、復興まちづくりの目標や実施方針などをまとめた計画の骨子案を策定する。計画策定にあたっては、市民向けにわかりやすい図表やイラストなどを活用する。なお、当該骨子案は、おおむね令和8年9月末までに取りまとめるものとする。

(報告書作成)

第22条 受託者は、令和8年度の検討結果をとりまとめ、中間報告書を作成するものとする。

(打合せ協議)

第23条 打合せ協議は、原則、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回とする。受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、手戻りの生じないように監督職員と緊密な連絡を保つものとする。また、打合せ事項についてはその都度、業務打合せ記録簿を発注者に提出し、承認を得るものとする。

【令和9年度】

(地域住民向け勉強会支援)

第24条 受託者は、被災リスクの情報提供や復興プロセスなどの知識の共有を目的とした地域住民向け勉強会の支援として、勉強会で使用する図面の作成や当日の運営補助を行う。勉強会で使用する大判図面の内容は、対象地区の被災リスク等を考慮し、発注者と協議の上決定することとし、GISを活用して作成する。また、勉強会は5地区10回を想定し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(事前復興まちづくり計画の策定)

第25条 受託者は、事前復興まちづくり計画をとりまとめ、策定する。策定にあたっては、地域住民向け勉強会の意見などを必要に応じて計画に反映する。計画策定にあたっては、市民向けにわかりやすい図表やイラストなどを活用する。

(報告書作成)

第26条 受託者は、本業務全体のとりまとめを行い、業務報告書を提出するものとする。また本業務にて作成したGISデータを提出するものとする。

(打合せ協議)

第27条 打合せ協議は、原則、業務着手時、中間時1回、成果品納入時の計3回とする。受託者は、本業務の適正な遂行を図るため、手戻りの生じないように監督職員と緊密な連絡を保つものとする。また、打合せ事項についてはその都度、業務打合せ記録簿を発注者に提出し、承認を得るものとする。

第4章 成果品

(成果品)

第28条 本業務の成果品は次のとおりとする。

【令和8年度】

- | | |
|------------------------------------|----|
| (1) 中間報告書 (Word形式) | 1式 |
| (2) 事前復興まちづくり計画 (骨子案) (PDF・Word形式) | 1式 |
| (3) 震災復興検討地区データ (Shape形式) | 1式 |
| (4) その他発注者が必要と認めるもの | 1式 |

【令和9年度】

- | | |
|------------------------------|----|
| (1) 業務報告書 (Word形式) | 1式 |
| (2) 事前復興まちづくり計画 (PDF・Word形式) | 1式 |
| (3) その他発注者が必要と認めるもの | 1式 |

(納入場所)

第29条 成果品の納入場所は、豊橋市都市計画部都市計画課とする。

(納期)

第30条 本業務に係る成果品の納期は、以下のとおりとする。

- (1) 令和8年度：令和9年3月19日 (金)
- (2) 令和9年度：令和10年3月17日 (金)